

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件

原告 金城 ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事玉城康裕

補助参加人 一般財団法人沖縄美ら島財団

## 第5準備書面

令和4年12月8日

那覇地方裁判所民事第2部 御中

補助参加人訴訟代理人

弁護士 与世田 兼 稔



上記当事者間の御庁頭書事件について、原告らの求釈明に対する答弁は次のとおりである。

### 1 巡回マニュアルについて

原告は、第三者委員会「首里城火災に関する再発防止等報告書124頁」において、警備員が「人感センサーが発報した際は、——中略——2人で対応することになっていた。警備巡回マニュアルにその旨の記載がある」と報告されている。しかし、既に証拠として提出されている丙第5号証にはその記載がないことから、補助参加人が証拠を隠していると邪推して、再度巡回マニュアルの提出を求めている。

そこで、補助参加人において、この件について、改めて調査をし、かつ警備会社に問い合わせたところ、新たな資料として、発報時の夜間及び休日の対応フローが確認された。警備員は、おそらくこの資料に基づ

いて発言したものと推認された。

よって、補助参加人は、これを丙第8号証として提出する。

## 2 巡回マニュアルを第三者委員会に対し提出した経緯について

### (1) 令和2年6月5日

第三者委員会において補助参加人より業務受託していた関連会社に対するヒアリングが実施され、巡回マニュアルについて言及がなされたことから、この質問に対応して巡回マニュアルの提出を求められた。

### (2) 令和2年7月31日

第三者委員会により補助参加人に対するヒアリングが実施され、その際、当初提出した巡回マニュアルが火災後のものであるとの指摘を受け、火災当時の巡回マニュアルについて再度提出を求められた。この求めに応じて、再度提出したものが丙第5号証の巡回マニュアルである。

### (3) まとめ

よって、原告が求める巡回マニュアルは丙第5号証であり、それ以外には存在しない。